

令和5年度 第1回焼津市公民館運営審議会 議事録

1 日 時 令和5年4月20日(木) 午前10時00分～11時30分

2 場 所 焼津市役所 1階 会議室1B

3 出席者

(委員) 村松晶子委員、関富美子委員、志白清子委員、奥山喜代子委員、
松永哲雄委員、杉山秀夫委員、小杉山正雄委員、高柳恵子委員、
高橋昭委員、本間布美子委員、橋本登委員、林紘一朗委員、
巻田幹彦委員、鈴木定子委員、小城茂子委員

(事務局) 松永生きがい・交流部長、内田生きがい・交流部調整監
岩田スマイルライフ推進課長、増井生涯学習担当係長
小林生涯学習担当主査、鈴木一東益津公民館長、曾根大富公民館長、
池谷小川公民館長、原川和田公民館長、大石豊田公民館長
福興港公民館長、清水大村公民館長、増田焼津公民館長、
鈴木好大井川公民館長

1 開 会 (事務局：進行／増井係長)

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより、令和5年度第1回焼津市公民館運営審議会を開会いたします。始めに、生きがい・交流部長の松永よりご挨拶申し上げます。

2 部長あいさつ

あらためましておはようございます。公民館の関係を所管しております、生きがい・交流部の松永と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は、年度初めの大変お忙しい中、第1回公民館運営審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年度でございますが、本審議会を3回開催いたしました。スケジュールにより出席できず、誠に申し訳ございませんでした。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

また、年度が替わりまして、4月1日付の人事異動により、課長以下、一部職員の交替がありましたので、後程自己紹介させていただきます。本年度も引き続きよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題でもあります、公民館の地域交流センター化につきましては、皆様ご承知のとおり令和6年度からのスタートに向けて、現在、基本方針(案)をまとめているところでございます。今後、パブリックコメント、地域説明会、条例改正などございまして、大変重要な一年となります。

前回の審議会では、ご議論いただく中で十分なお時間が取れなかったこともありまして本日の会議となりましたが、委員の皆様より忌憚のないご意見をたまわりますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、当審議会の松永会長からご挨拶いただきます。

3 会長あいさつ

皆さんおはようございます。本日は、令和5年度第1回焼津市公民館運営審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、公民館運営審議会の運営にご理解とご協力をいただき、合わせて御礼申し上げます。

さて、新年度を迎えまして、新入学の子どもたちが、真新しいランドセルを背に元気に登下校する姿が見られ、とてもさわやかな感じになっています。そんな季節を感じている中、今日の会合を行います。

委員の皆様方、また事務局の皆様方には、このさわやかな季節に気持ちを新たにして、それぞれの活動に、またお仕事に元気にご留意していただきながら、励んでいただきたいと思っております。

さて、今回の議事につきましては、第3回の最後のほうでまとまりませんでした「公民館の地域交流センター化の基本方針（案）について」でございます。

前回に引き続きということで、事務局から丁寧な説明をお願いしたいと思っております。同時に、委員の皆様方のご忌憚のない意見をいただけたらありがたいと思っております。

皆様のご協力により、円滑な議事の進行ができますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、4月の人事異動により、新たにスマイルライフ推進課及び公民館へ配属となった職員の紹介をさせていただきます。

4 異動職員紹介

令和5年人事異動に伴い新たにスマイルライフ推進課及び公民館に配属となった職員の紹介。※岩田課長、増井係長、福興館長、原川館長、鈴木好館長

(事務局)

ここで会議の成立についてご報告させていただきます。本日は、委員総数15名中15名ということで全員の皆様のご出席をいただいております。従いまして、委員の過半数が出

席しておりますので、焼津市公民館条例施行規則第10条第2項の規程により、本会議は成立しております。

なお、本日の審議会を、午前11時30分頃を目途に終了したいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、焼津市公民館条例施行規則第9条第2項の規程により、松永会長にお願いします。

(松永会長)

それでは、これより議事に入ります。議事進行につきましては、焼津市公民館条例施行規則第9条第2項の規程により、私がさせていただきます。皆様方には、円滑な議事の進行にご協力くださるようお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人は、志白委員よろしく申し上げます。

それでは、さっそく議事に入ります。第3回の審議会最後になかなかまとまらなかったように思われます、それに引き続き、公民館の地域交流センター化について事務局から説明をお願いします。

5 議 事

(1) 公民館の地域交流センター化について

※内田調整監より説明

それでは、生きがい・交流部調整官の内田です。公民館の地域交流センター化について、ご説明させていただきます。

最初に、資料の確認をさせていただきます。

1つ目が、前回お配りしたA4の冊子の資料で、「公民館から地域交流センターへ、焼津市地域交流センター設置基本方針（案）」です。

2つ目が、その概要版で左上に「公民館から地域交流センターへ」と書いてあるA3の用紙1枚になります。

3つ目がA4横で左上をホッチキスで止めてある「公民館の地域交流センター化に伴う利用基準の見直し（案）」と書いてあるものです。

4つ目が今回の審議会の開催通知に同封いたしましたA4縦で左上をホッチキスで止めてある「委員からの意見・質問等とそれに対する基本方針（案）及びその理由」と書いてあるものです。

それから、本日、差し替えの用紙としてA4の用紙2枚を配布させていただいております。以上ですが、もし、お持ちでない資料ございましたら、お申し付けいただきたいと思います。す。

それではまず、前回お配りさせていただいたA4冊子の資料、「公民館から地域交流センターへ、焼津市地域交流センター設置基本方針（案）」をご覧ください。

公民館を地域交流センターへ移行していくことにつきましては、以前、公民館運営審議会の委員の皆様や社会教育委員の皆様、「公民館のあり方について」ということでご検討をいただきまして、令和2年度末に公民館のあり方の方針として、公民館を地域交流センターに転換し、幅広いニーズに対応できる施設として、生涯学習の場、コミュニティ活動の場にしていく、という方向性を示していただきました。

この地域交流センターの基本方針（案）につきましては、その示していただいた方向性を踏まえまして、焼津市の基本的な考え方としてまとめたものでございます。まだ（案）の段階でございまして、公表させていただいたのは、前回3月16日の公民館運営審議会の席が初めてでして、その翌日の17日に社会教育委員会でも説明をさせていただいた、ということでございます。

この（案）に対して、委員の皆様からご意見をいただき、そしてまた、地域の自治会の皆様や公民館の利用者の皆様に説明する機会を設けたり、パブリックコメントといって市のホームページなどで広く市民の皆様に向けて公表し、ご意見を求めたりして、そういった意見聴取の機会にいただいたご意見を踏まえまして、9月ごろを目途に、この（案）という文字がとれた正式な基本方針として決定していきたいと考えております。

この基本方針（案）につきましては、前回の3月の審議会でご説明させていただきましたので、細かい説明は省略させていただいて、概略を簡単に申し上げます。

3ページから17ページまでは、地域コミュニティや公民館を取り巻く様々な現状分析を記載してございます。そして18ページ以降が、市の方針として理論的なことなどを記載

している部分になります。

18ページをご覧ください。一番上の「5. 公民館から地域交流センターへ」、というところの文章で、地域社会が抱えている課題や公民館の課題に対応していけるように、地域の多様な主体がつながり、支え合える拠点施設としていくために、公民館から地域交流センターへ移行して、地域住民の皆様が将来にわたって心豊かに暮らしていける地域を目指していく、という趣旨を記載しております。

そして次の「6. 地域交流センターの基本方針」というところに、(1) 多様な人々がつながる「交流拠点」、(2) 様々な知識を学び、楽しむ「生きがい拠点」、(3) 地域の未来を話し合い、地域で支え合う「活動拠点」という3つの拠点機能を、基本方針として掲げております。

次の19ページをご覧ください。こちらには基本方針のイメージ図と、その下に、地域交流センター化に当たっての、主な変更点を記載しております。

続きまして、20ページをご覧ください。

「地域交流センターの事業」ですが、3つの基本方針に沿って、その機能を推進していくための「新たな事業の実施」や「設備の導入」などを目指しておりまして、その内容を(1)から(3)までの3つの拠点ごとに分けて、事業の例として記載してございます。

ページをめくっていただいて、21ページをご覧ください。

こちらには、各主体の役割として、市民や自治会、市民活動団体、事業者などの各主体に期待される役割、お願いしたい役割を記載してございます。

次の22ページからは、地域交流センターの利用基準についての説明を記載してございます。

特に(2)の使用できる主な活動、その次の(3)の使用できない活動、といったところにつきましても、令和3年度に委員の皆さんにご検討いただき、ご意見をいただいていると

ころでございますが、前回3月の審議会の際には、このあたりの説明が不十分であったかと思えます。

ですので、この利用基準のところについてご説明させていただくための資料を、本日の審議会の開催通知と一緒に同封して送らせていただいた、というところでございます。

それでは、資料を変えて、先日お送りしたA4横の「公民館の地域交流センター化に伴う利用基準の見直し（案）」という資料をご覧ください。

事前にお送りさせていただき、ご覧になってくださっているかと思えますので、簡単に説明させていただきます。

一行目の「①生涯学習活動への使用」というところで、例えば社会教育団体等の活動については、公民館の時も、地域交流センターになっても利用可能ですので、公民館可否の欄は○、地域交流センター可否の欄も○になっています。

この記号につきましては、○は利用可、△は条件付きで利用可、×は利用不可、となっております。

使用の可否についての説明として、「使用許可条件・使用例等の欄」と、「可とする根拠の欄」を設けてございます。

以後、②が自治会や地域協議会、PTA、子供会、さわやかクラブ、婦人会、中老会等の地域団体による使用について、③が個人的な使用について、④が公共の福祉に寄与する活動への使用について、ページをめくっていただいて、⑤が企業や団体、個人事業者による使用について、⑥が政治的な活動への使用について、もう1ページめくっていただいて、⑦が宗教関係の使用について、というように区分けして記載してございます。

公民館の際には利用できなかった内容が、地域交流センター化によって新たに利用できるようになるものとしましては、②の地域団体の使用のところ、ここには記載してありませんが、自治会等の地縁団体主催の懇親会等の席での飲酒を可能として参ります。また、③の個人的な使用が可能となります。

⑤の事業者の使用につきましては、2行目の市や地域団体などが主催・共催・後援する事業で、地域交流センターの設置目的としている3つの基本方針に沿っていて、地域の振興、発展や公共の福祉、地域課題の解決につながる事業に伴う物販を可能としていきます。

また、3行目の民間教育事業者による教育事業、4行目の塾や教室等の経営者によるレッスン、発表会、展示会、技能検定試験、6行目のコンサート、講演会などの有料イベントなども可能としていきます。

⑥の政治的な活動への使用のところ、1行目、2行目の政党その他政治団体による研修又は会議、集会などを、条件付きで認めて参ります。

それから、次のページの、⑦の宗教関係の使用のところですが、すみません、記述が間違っておりましたので、本日追加で1枚お配りさせていただいた用紙に差し替えをしていただき、そちらをご覧いただきたいと思えます。

1行目の、宗教団体が行う集会、イベント等の宗教活動の使用と、2行目の、宗教団体が行う地域貢献活動ですとか、宗教以外の例えば環境について学ぶ学習会ですとか、そういった使用につきましても可能となります。

それから3行目の、共用スペースでの、その他の目的で来館した方への入会等を勧誘する行為につきましては、施設の管理運営上支障があるため禁止とさせていただきます。こちらは、政治的な活動での入会の勧誘も同様に禁止とさせていただきます。

それから4行目の、葬儀や告別式なども、施設の管理運営上支障があるため、禁止とさせていただきます。

それから「⑧その他」の項目を設けまして、虚偽の申請による使用をした場合の取扱いについて記載しております。主に悪質な販売商法などで、住民の皆さんに不利益を与えられられる行為を防ぐために記載しております。

続きまして、もう一つの資料の、A4縦で「委員からの意見・質問等とそれに対する基本方針（案）及びその理由」と書いてあるものをご覧ください。

こちらの資料につきましては、これまでに委員の皆様からいただいたご意見を、市としてこういう理由で判断して、基本方針（案）としてまとめました、というところを説明させて

いただいている資料になります。

こちらの資料につきましても、1枚目の修正版を配布させていただいておりますので、差し替えをお願いします。

1ページ目の2番と3番の所を修正しております、2番の宗教活動につきましては、先ほどの説明と同様に、利用を可能とするという内容に訂正させていただきました。

利用が可能となる理由といたしましては、地方自治法第244条の公の施設についての規定により、宗教団体や政治団体の活動も利用が可能となります。いただいておりますイベントや研修会、学習会も広義には全部布教活動に入ると思うが、判断の基準はできるだろうかというご意見につきましては、宗教団体の活動の内容や目的によって使用できる、できない、というケースがある場合を前提としたご意見だと思いますので、どちらのケースも利用を可能としていくということで、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、その下の3番ですが、営利活動の宣伝などについても判断ができるだろうか、というご意見をいただいております。こちらにつきましては、市・地域団体・公共的団体が主催・共催・後援し、地域交流センターの設置目的である3つの拠点機能に沿っており、地域の振興、発展、公共の福祉、地域課題の解決につながる事業に伴う販売を可能としていきます。単に営利を目的とした販売などは、施設の設置目的に沿っていないため、認めないこととしております。

理由は今申し上げた通りでございますが、その営利活動に公共性があるかという判断になろうかと思えます。判断基準につきましては、条例において施設の設置目的や利用の制限について定めるとともに、具体的な事例を内規や申請者への案内などで示して参ります。

また、施設を運営していく中で情報を蓄え、全地区で情報共有し、内規等の精度を上げていくように考えております。

続きまして、ページをめくっていただいて、7番の地域交流センター化をすべての施設一斉にではなく、モデル的にやってみてはどうか、というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、全て一斉に地域交流センターへ移行するという判断をしております。その理由ですが、地域交流センターは、地域が地域課題の解決や住民ニーズに対応できるように、地域の交流や活動の拠点となることを目指しております、そのためには、地域の多様な主体がつながり、支え合える体制作りをサポート支援していくことが必要になります。

そのサポート支援をするための拠点となる場所は先に整えておく必要があると思いますので、全ての公民館を一斉に移行する、という判断をしております。先行して一部の公民館だけ移行しますと、利用基準の見直しによって緩やかになったところだけに、新たに可能となった利用の申請が集中するということが心配されますし、複数の施設を利用している方々にとっても、取り扱いが施設によって異なっているとわかりにくい、といったことも考慮しております。

その他にも、委員の皆様から頂いたご意見と、それに伴う基本方針（案）を記載してございますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。ご理解の程、どうぞよろしく願いいたします。

（松永会長）

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。この案件につきまして、ご意見、ご質問のある方はお願いします。

（林委員）

「委員からの意見・質問等とそれに対する基本方針（案）及びその理由」のA4の資料6で「最終的には館長が利用の許可を行うこととなります」ということで、私も以前質問したことがあるのですが、料金の支払いは、以前は当日ペイペイで払えば許可を出すと、すでに

利用者には、マニュアルや説明会が行われていると思うんですね。

こういったことが、市の議会で承認されていて、以前は前納で許可を出すとなっていたのが、少し改定して緩んだ格好のマニュアルになっています。その辺を前回触れていないので、もう一度そこを確認して、館長が利用許可を出すにしろ、それを確認するのかどうか、払っているのかどうか、もう一度確認したいと思います。

(小林主査)

昨年の12月にオンライン予約システムを導入し、その関係で基本的に公民館に来なくても予約ができる状態になっています。前納ですと一度公民館に納付書を取りに来る必要があります、なるべく利用者の皆様には、来館するのは1回で済むように、その場で納付書をお渡しし、ペイペイで払えるのであればその場でお支払いいただき、利用後は2週間以内に納付いただければよいというように、12月に変更をしています。

条例は前納という表記になっており、現在は、試行期間中ということで、未納の団体が多いようであれば考えなければいけないと思いますが、後納で2週間以内に納付してくださいという形を取っています。

(林委員)

私は、それで質問したのですが、要は払わなかった、遅れた場合、もし、入金がないまま実行されたら、その回収は誰がどうやってやるのか、ほかの市町、藤枝市などは、そういう事例がないということを確認してスタートしたと聞いています。

せっかくの焼津市のいい方式を踏襲してほしいと、払ってないからやめるというのは、払っているからこそ話が進むことで、払ってなければいつでもやめられる、一週間前でもやめられる、そうなるとその時間というのが空いてしまうという問題も出てきますし、一番の問題は、誰がどうやって回収するのか、誰が責任を取るのかということです。これがはっきりしていないので、はっきりさせる形でやるなら、それで結構だと思います。

(小林主査)

現在、各公民館で未納の団体については毎月チェックをしています。遅れて支払う団体も1件、2件は見受けられますが、遅れてもしっかり払っていただいています。払っていない団体については、館長から連絡をし、納付をお願いしています。今後も、未納が多く発生した場合は、公民館から連絡していくこととなりますが、未納が多くなるようであれば、対応をしていかなければならないと考えています。

(林委員)

まだ試行期間中ということですが、できるだけ前例を覆すことのないように、せっかくのいいシステムがあるので、それを優先して進めていただくようお願いしたいと思います。

(小林主査)

試行期間中ということで、市民の皆さんの利便性を図る中で見直しを検討していますが、そこを踏まえて、現状滞納が発生するかどうかを確認する中で検討していきたいと思います。

(橋本委員)

利用基準の見直し(案)中の2番目、自治会や自治会が行う懇親会でも使用できるようになっています。貸し出す側、公民館、センター側の立場として、お願いをしたほうがいいのではないかとことです。過去に町内会長をしていたのですが、年に4回ほど懇親会の場がありました。

今回の案を見ますの、アルコールもよいということですが、地元、自治会がやる場合は、近くの公会堂を利用していました。だいたい1時間半くらいの予定が、アルコールが入りますと、2時間以上かかってしまうこともあります。

ここには、ルールやマナーを遵守することとなっていますが、できたらそのルールをきちんと明確化し、懇親会の会だけが2時間なのか、準備から片付けまでが2時間なのか、自分

たちでやる場合と、ケータリングのように業者を入れて、片付けまでやってくれるとは異なります。

例えば日曜日に運動会があり、夜借りて盛大にやって皆さん片付けて帰ったけれど、持ち帰る物が残っていて、翌日の月曜日が休みで、次が火曜日で、借りた会議室がとんでもないことになっていたとしたら、大変なことになってしまいます。

やはり、行政側でルールを明確化し、相手側と協議したときに、アルコールが入る場合は、このようにきちんとしてほしいということをしておいたほうがよいと思います。

(内田調整監)

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りでございまして、その辺のマナーというところを、明確に示していきたいと思います。お時間のほうも、貸館の時間というのは「午前」「午後」「夜間」と決められた時間がございますので、その中で片付けまでを含めてやっていただくというような、明確な基準、マナーを示してお願いしていきたいと思います。

おっしゃるようにアルコールが入りますと、楽しくなって長い時間やりたいという気持ちも出てくるかと思いますが、ルールはルールですので、守っていただくように示していきたいと思います。

(村松委員)

橋本委員の意見に続いてとなりますが、飲酒について、交流センターを飲酒可能にしなければならないのか、公会堂ではだめなのか、文化センターの利用ではだめなのか、というところが私の中で引っかかっています。

地域交流センターは、場の一つとして生涯学習の場ということがあります。そうしますと利用者の中に子どもたちがいたりとか、色々の中で、一つのスペースでは飲酒を伴う集まりがあつたりということが、もしかしたらこの先、不具合が生じてくるのではないかと思います。本音を申し上げれば、その部分については反対と、個人的には感じています。

地域交流センターが、地域の人たちの交流の場のみということであれば、公会堂と同じよ

うな形で飲酒の場はいいと思いますが、やはり生涯学習の場というところに個人的には引っ掛かっています。可能であれば、再度、色々な部署、市民の意見を聞いていただいて、最終的に意見をまとめていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(内田調整監)

ご意見ありがとうございます。確かに子どもさんも利用しますし、そういったところも含めて、ご意見を大切に受け止めて、マナーをきちんと守っていただくような形で認めていきたいとは思っていますが、ご意見を踏まえて改めて検討してまいります。

(高橋委員)

同じような意見ですが、個人的な使用のところに飲酒は禁止と書いてあって、自治会などの団体は、ルールとマナーを守れば許すと、何か不公平を感じます。飲酒は一切禁止ということにしていただけたらと思います。交流センターに移行したとしても、飲むとどうしても騒ぐ人が出てくるし、ルールを決めても暴れる人は暴れます。危険を避けるためにも、飲酒はやってほしくないです。

(本間委員)

利用基準の見直し(案)の②には「飲食」と書かれていて、個人のところには「飲酒は不可」となっていますが、この「飲食」にお酒は含まれるということですか？

(内田調整監)

内部資料の「飲食」の表記には、お酒は含まれていないという認識です。

②の「飲食」に飲酒は含まず、飲酒については、基本方針(案)後ろのページに書かれています。高橋委員のおっしゃられたように地域の自治会などの慰労会、懇親会はよいが、個人は不可というのは不公平ではないかというご意見でしたが、ここで記載しているのは、地域の団体はよいが、個人は不可ということで、飲食はどちらもよいが、飲酒は地域の団体

等に限られるということで考えているところです。

個人的な「ママ友会」には、飲酒は含めていないという考えです。

(本間委員)

今の説明をもう一度お願いできますか？②の「会合、行事等のための使用」にある「※飲食を伴う場合は・・・」と書かれていますが、「飲食」の読み取り方は「お酒を含む」なのか、「お酒はだめ」なのか。

(高橋委員)

「飲食」と入ると、どうしてもアルコールをみんな考えてしまう。

(内田調整監)

「飲食を伴う場合は・・・」と書かれていますが、地域の場合は、飲酒も認めていこうという案を出していますので、この場合には「飲食」に「飲酒」両方とも含めたルール、マナーであると、ただ「飲食」には「飲食」のマナーがありますし、「飲酒」には「飲酒」のもっと厳しいマナーあると思っており、ここについては「飲酒」が入っているというつもりです。

(林委員)

アルコールが入っているものは全てだめと、厳格化してもらいたいと思います。今、ノンアルコール系のビールが出ていますが、これにも0.5%程度のアルコールが含まれています。女性の弱い方が相当飲むと、やはり酔ってしまいます。もし、飲酒を含む飲食で何かあった場合に、誰が責任を取るのですか？その場を提供したセンターも行政処分になりませんか？だから、アルコールが入ったものは全てだめということにして、きちんと成文化しておいたほうがいいと思います。

(松永会長)

林委員のご意見は、アルコールは全てだめだと。先ほど高橋委員からもありましたが、「飲食」という言葉がたいへん曖昧ですね。

(内田調整監)

ここで結論を出すことはできませんので、皆さんからのご意見は受け止めさせていただいて、今回、このように認めていこうというのも「認めてほしい」という市民の皆さん、地域の皆さんのご意見もあるというのも事実でありますので、ご意見として踏まえさせていただき、今後の正式な決定をする際に踏まえていきたいと考えています。

もし、事故があったときに、貸したというだけで行政責任にはならないと思いますので、建物に不備があつて事故があつたということであれば、責任はあります。ただ、事故があつてはなりませんし、そういったことも考えられると検討の中には含めて行きたいと思しますので、ご意見として受け止めさせていただきます。

(林委員)

道交法では、飲酒の場所を提供した人も処分されるのではないか。公民館、センターで飲酒をしたとなれば、センターも処分されることになりますよ。

(内田調整監)

それは、飲食店でお酒を提供した場合には、処分の対象になります。場所を貸しているだけなので、そこは今一度解釈を確認いたします。

(松永会長)

アルコールの部分は、しっかり市の方で考えていただきたく思います。もしもアルコールが従来の公民館に入ってしまうとですね、どうしても緩んじゃうのではと、思ってしまうがいかがでしょうか？高橋委員、林委員のご意見を伺いますと、アルコールが入ってしまうと

示しが付かないだろうといこうとになるではないかと思えます。

(杉山委員)

お酒のことが話題になりましたけど、私はどちらかというと全部オープンにしたほうがいいという考えですが、お酒については、万が一事故があったときに施設に瑕疵があったという主張を必ずされると思うので、そのときに法律に大丈夫だという押さえをきちんとしておく必要があると思えます。

基準の見直しの説明をしていただき、その中で政党のところがあり条件付きとなっています。共用スペースについてこういうことがあるから条件付きということですが、部屋を借りたらその部屋のことについてのことを言っているわけであって、共用スペースではこういうことをしないのが条件だよ、というのは、ちょっとおかしいのではないかと。

本来ここは「○」で、ただし、施設管理上問題があるので共有スペースは使ってはだめだと、そっちを条件付きにしたほうが、見たとき素直だなという感じがします。

もう一つ、基本方針の中で、色々な団体、個人が使えるようになるということですが、P23(10)で使用団体登録とあり「事前に貸館使用団体登録を行う必要があります」となっていますが、この理由はなんでしょう？ P22あたりで自由に使えるようになるとしている中で、団体登録が必要な何かあるのですか？

(小林主査)

団体登録については、予約システムの関係で、予約は全てシステムを通してすることになっています。これに伴い、各団体は登録をし、IDとパスワードを発行して、それで予約ができるようになっています。そのための団体登録となります。

(杉山委員)

ママ友も個人で使う場合も、登録しないと使えないということですか？

(小林主査)

その通りです。

(林委員)

それは分かるが、それを作らないと使用許可は出ないのですか？

(小林主査)

現在は、オンラインで申請をして許可証が出ます。

(林委員)

それは、登録は申し込みをすればすぐに出ますか？

(小林主査)

オンラインで申請し仮登録をし、公民館で聞き取りをすることになりますので、公民館の対応はありますが、それは可能です。30分ほどかかる場合もありますが、対応は可能です。

(内田調整監)

杉山委員のご意見で、政党のところの「△」で条件という部分ですが、委員のおっしゃるとおり、管理運営上問題があるということで、貸し出しそのもの条件があるわけではありませんので、「○」表記のほうがよいかと思います。管理運営上問題があるものは、別の問題だという解釈になります。

(小杉山委員)

先ほどから皆さんがおっしゃっている飲酒の件ですが、皆さんに怒られてしまうかもしれませんが、少数派の意見として聞いてください。交流を深めるために、適度のアルコールは認めてあげたいと思っています。よりスムーズに深いつながりになることがよくありま

す。アルコールが入ると、なかなか言えないことが言えるとか、質問できないことができるとか、プラスの面もあるので、会を主催した人の常識として酒樽持ってきてやるのではなく、ビールとか常識の中でやると私は思います。当然、ブレーキを途中でかけないと主催者は成り立たないので、色々なご意見はありますが、少数派の意見として聞いていただければと思います。

(関委員)

私も少数意見の立場です。管理・監督をしっかりし、主催者にも責任は負わせて、社会通念上許される範囲のところを厳しく守ってもらうことを条件として、例えばアルコールが入るのであれば1時間半でしっかり終わるとか決めるなどして、だらだらならないようにし、厳しい方式をすればいくらか基本方針の3本の柱の中のところに役立つのではないかと。ある程度の潤滑油になるのではないかと私は思います。全面的にだめとしてしまうのは、いかがなものかと思います。

(林委員)

その意見には反対。飲み会などをする場所はほかにもある中で、なぜ交流センターでやるのか、それはコストを安くやりたいからです。自治会などのほかにやれる場所でやればいいと思います。交流センターは、その日、その時間にもほかの利用者がいる可能性があります。ほかに利用者がいる中でこういうことをするのは、何か問題が起きたときに具合が悪い。

(関委員)

林委員のご意見もほかの委員の皆さんのご意見もありますが、意見として、こういうことが考えられるのではないかとということを述べさせていただきました。

(内田調整監)

本日は、皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいということで、審議会の結論として

のご意見を討論して、出していただきたいという場ではないものですから、ご意見をいただければと思います。

(村松委員)

着眼点を変えさせていただきます。2点になります。これから色々と課題が出てくると思います。今回、センター化の前に利用申請の問題がありました。自主講座、自主グループの講師をしている関係で、館長方が細やかに色んな課題を想定してマニュアル化し、全館で情報共有され細やかな対応をしてくれたと高評価しています。すごく有難かったと思います。

この先センター化してくると、色んな課題が出たときに今回同様、課題を共有してどう対応していくか、館によって差が無いようにしていくかということで、基本方針（案）にも書かれていましたが、全館で情報共有して内規などの精度を上げていくという心強い言葉がありましたので、そこをぜひ遵守していただいて、館長方にはますますのご活躍をしていただきたいと思っています。

そのために共有化していくにはどうしたらいいか、システム化と言ったらおかしいですが、館長会議で一部をその時間に充て課題の確認をするなどし、定期的にマニュアル化する中で色々解決できてきて、今、ここに上がってこない課題もこの先上手に解決していけるのではないかと期待をしています。

もう一点は、大変厳しいことを申し上げることになります。「委員からの意見・質問等とそれに対する基本方針（案）及びその理由」の9番になります。

今回はセンター化なので、自主講座、自主グループがどうなっていくかということをセンター化とは切り離し、省略しています。ただ、自主講座、自主グループにおいての色々課題があるということで、市の方から質問があり、この公運審で答申していくということがあったのが、今ここにいるメンバーは誰もいない8年前3月に答申として出されています。

それから、8年経ちここに書かれているお答えは、とても納得できるものではありません。8年間何をしていたのでしょうか、と申し上げたいです。本来であれば、センター化する前の令和4年に、この自主講座、自主グループに関しての方向性を解決すると、予定では

なされていたはずで、それが延び延びになっていて、また今回の市の答えが、何の具体的なお示しもなくいくのか、何年たったら改善されるのかということ強く申し上げたいと思います。

生涯学習や生きがいは、年とともに変化していきます。どこかで一度区切りを付けないと、ずっとこのままの状態だと思います。その中で、可能であれば、自主グループは2倍に、自主講座は半数になり、当時と状況が異なっている理由、分析、結果をお示ししたいです。というのが一点。

それから、自主講座、自主グループに対しての今後の課題解決に向けてのスケジュール、細かくなくても結構なので、令和何年までにはここまで解決をする、というようなことをお示しただけないと自主講座、自主グループの講師をしていてすごく不平等、不公平を感じています。

館長たちの頑張りで、自主講座から自主グループに移行していただいている努力は認めますが、いささか遅いと感じます。そのようなことを踏まえて、とにかく利用者が不公平にならないように、平等に利用できるようにスピードを持って検討いただきたいです。よろしくお願いいたします。

(小林主査)

ご意見ありがとうございます。自主講座の自主グループ化ということで、平成27年3月に諮問・答申をいただいている中で、市としても自主講座を自主グループ化することが、現在活動されている団体がある中で、一度に移行というのは、なかなか難しいところではあり、緩やかに移行してきているのが現状です。

これからについては、社会教育の講座がどうあるべきか、約30年前に自主講座が誕生し、今に至っています。今、社会教育の講座として何が必要かということを含めて、自主講座の在り方を検討していきたいと思っています。また、スケジュール感を出しながら、進めていきたいと思っています。

(村松委員)

自主講座から自主グループから移行された皆さんは、とても協力的な皆さんだと思います。自主講座を既得権のように利用している団体は、すこしづるいかなと思っています。生涯学習の話とは別に、自主講座、自主グループの在り方は早急に考えるべきではないかと強く感じています。真面目に公民館のことを聞いた団体が損をしている状態というのが現状だということを、ご理解ください。

(関委員)

細かなところは内規で定めるとしてはいますが、内規は、利用者や私たちに公開してくれますか？

総括的に思うことは、最近、コミュニティが希薄になっています。行事の減少やコロナ禍での中止、役員のみならず手不足など、地域では非常に困っています。今手を打たないと、地域コミュニティが崩れていく現実が間近にあるのではと、危機感を感じています。それは公民館活動だけでなく、地域の活動で強く感じているところです。

開かれた交流センターにみんなが集い、コミュニティが生まれて、そして地域活動が活性化し、みんなが場として使っていただければと思います。

私は自治基本条例の第17条にあります毎年開いている市民集会の実行委員長をしております。そこでも今年1月にやりましたが、テーマを「住みたいまちを自分たちで作ろう」ということで、みんなに出していただいたのですが、やはりそこでは交流の場、学習の場を欲しい、その仕組み作りが欲しいという意見が、皆さんの意見を集約すると出てきました。それは、市長にも3月に報告をあげております。

ここで色々検討して下さったものをまずはやってみてと思います。なるべく早くやらないと、来年度の、令和6年度の4月からセンター化して運用していきたいのであるならば、今の状態で進めてみて、支障がきたり、課題が出たりした場合は、そこでみんな解決していくという方法で、まずは進めていただいたほうがいいのではないかと思います。

なかなかパブリックコメントをしたり、条例化して議会の対策をしたりということを考えるとあまり時間がないなとつくづく思います。

(内田調整監)

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りで、地域を取り巻く課題は、大変複雑で多様化している状況です。その中で私たちが考えている「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」の3つが、これからは必要だと考えており、その「場づくり」が、公民館の地域交流センター化ということでございます。

ですので、何とか令和6年4月1日から、内容は試行錯誤するかと思いますが、地域交流センターを進めてまいりたいと思います。

そして、内規については内部で情報共有し、判断するための資料として必要です。まったく同じ形式のものではありませんが、当然、施設を利用させていただく皆さんに、こういうことはいいけど、こういうことはだめだと、申請いただく際に、示していく必要があると思っています。表だし、公表できるものを用意していきたいと考えております。

(小杉山委員)

これから交流化として船出していきますが、これまで色々なご意見が出ました。すでに隣の市町では交流化の実績があるので、皆さんの不安の案件を情報収集して、本当に危惧で終わるのか、こういうことで困っているというのであれば見直す必要があると思いますので、実際に行っているところとの情報交換をし、問題が無ければそのままでもいいし、問題があるようなら見直しをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(杉山委員)

基本方針で色々といいことが書いてありますが、実際に今いる館長が、交流センターのセンター長になるのではないかと思います。今まで公民館でやってきたことと、それ以外にどんなこと、仕事が出てくるのか、ここに地域交流センターの事業として3つ挙げられていますが、ほとんどのものは、これまでの公民館でもできた内容ではないのかなと思います。

そうするとセンター化の意味がないのではと、具体的にどんな事業が予定されていて、それを具体的にどういう目に見える形になるのか、ちょっと見ていて言葉は分かるが、具体的

にどうするのかということが見えてこない気がします。

(内田調整監)

文書で書いてある資料ですと分かりづらい部分があるかと思います。確かに公民館でもできるものがあるかと思います。ですが、地域の活動拠点ということで、より地域との結びつきが出来ていくような、対話をサポートするとか、新たな地域コミュニティの構築という部分への支援、そういった形のもは今までやっていない部分をやっていくという方向を目指しています。この書き方だけでは見えませんが、新たな部分としては、そういうところもございます。

地域交流センターになったからといって、直ちに全てが変わっていくわけではないかと思いますが、施設はそのまま公民館を使い、増改築するわけでもありませんので、中を整え直したり、新たな設備を入れたり、できるだけ地域交流センターにもっていくことによって、新たに掲げている3つの機能に近付け、またより推進していく体制を徐々に進めていく形になろうかと思っています。この資料だけでは、そこまで読み取りにくいかもしれませんが、答えになっているか分かりませんが、ご理解いただけたらと思います。

(林委員)

できたらP19のところに、具体的なことを書いてくれてあったら分かりやすいと思いました。

(巻田委員)

交流化に伴う利用基準の見直しの3番目のところのママ友会や友人との交流会、5番目の教育事業として、ダンス、フィットネス、音楽、コンサートとありますが、各館の音楽関係で使う防音装置のついている部屋というのはどれくらいあるのでしょうか。こういった利用をすると音が漏れたり、例えば隣で勉強会のようなものをやっていた際に「もう少し音を押さえてくれないか」ということが出てきたりすることが無きにしも非ず、夏祭りや秋の

芸術祭のようなものであれば、1階の大きなホールで大勢の人が、色々なことをするかと思いますが、その際のジャンルというのは、どのようなものならよろしいのか。なんでもかんでもいいのか、教えていただければと思います。

(内田調整監)

ジャンルということでは、文化・芸術という意味では、コンサートといったものも考えられると思いますが、おっしゃる通り防音壁があるのか、防音効果のあるものというのが、十分保護できない部分があるかもしれませんので、運用の部分で十分検討していく必要があると思います。そういう催しの時は、一階を全て押さえなければいけないのか、施設の状況を踏まえて今後検討していかないと、考えております。

(松永会長)

先ほど、公民館の施設には手を入れないということでしたが、今の意見だとちょっと相反するかもしれませんね。防音壁のあるような部屋を作っていただきたいという、ちょっとした要望ですかね。

(巻田委員)

そういったものがあればいいなど、全部が全部を把握していなかったもので、各館がどのような状況かというのを伺ったところです。金管、木管とかの楽器を使うと、結構な音が出るわけです。それはそれでいいと思いますが、隣の部屋でこういったものを行っているかなど、ハーモニーやお母さんのコーラスとかはいいと思うのですが、そういった楽器を使ったりする場合、ましてやエレキギターとかが入ったりすると、何でもいいという話ではないと思うので、どうかなということですよ。

(松永会長)

先ほどの飲酒の時の同じようなご意見ですね、これもまた事務局で詰めていただくよう

お願いします。時間も押し迫っております。最後に一つだけお伺いします。よろしいでしょうか？それでは、時間もきましたので、これで質疑は打ち切ります。それぞれの皆さんが、色々な思いがある、それが十分わかりました。時間があれば、近隣の交流センターをご覧になったり、そしてそれを焼津市に反映していったよいのではないかと、思います。

また、その都度ご質問があれば事務局へ伺えばよろしいですか？何か直面した問題がありましたら、その都度、事務局へ知らせていただければありがたいなと思います。それでは長時間にわたるご協議ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

6 連絡事項

(事務局：小林主査)

最後に連絡事項です。来期、6月1日から次の任期となりますが、引き続き委員を続けていただける委員の皆さんに依頼文をおかせていただきました。承諾書と口座振替依頼書がついておりますので、返信用封筒を同封しましたので、5月10日までにご返送ください。お近くの公民館にご提出いただいても結構です。よろしくをお願いします。

(小杉山委員)

変更が無くても出さなくてはならないですか？

(事務局)

会計からその都度提出するようにとのことですので、ご理解ください。よろしくをお願いします。

(関委員)

個人情報をもやみに収集してはならないとなっています。焼津市の条例に明文化はないが、法律的に収集はやたらにするのはどうかと。前と同じだったらよいとか、その都度個人

情報を収集されると、管理はどうしているのか気になります。会計は、振り込み先が間違っていると処理が滞るため言っていると思うが、原則、公務員としてのやるべきこと、市民の個人情報保護を保護する立場というのを考えていただきたいと思います。

(事務局)

一度確認をさせていただき、今までと一緒にあれば必要ないということであれば、皆様にご連絡させていただきます。

7 閉 会

(事務局：増井係長)

皆さんたくさんのご意見、ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第1回焼津市公民館運営審議会を終了いたします。ありがとうございました。

焼津市公民館条例施行規則第11条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

_____ 印

議事録署名人（委員）

_____ 印